第4章 太宰府市の自殺対策における取組

1 施策体系

本市の自殺対策は2つの施策で構成されています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえた「重点施策」です。

「基本施策」は地域で自殺対策を推進するために欠かすことのできない基盤的な取り組みです。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策となっています。

一方「重点施策」は本市において特に自殺の実態が深刻である「子ども・若者」・「生活困窮者」・「高齢者」に焦点を絞った取り組みです。これらは、自殺総合対策推進センターが作成した本市の「自殺実態プロファイル」において、重点的に支援が必要な取り組みとなっています。

基本施策

施策項目

全国的に共通して取り組むべき施策とされています

- 1 ネットワークの 強化
- ・庁内における連携・ネットワークの強化
- ・地域における連携・ネットワークの強化
- ・特定の問題に対する連携・ネットワークの強化
- 2 自殺対策を 支える人材の育成
- ・職員を対象とする研修
- ・市民を対象とする研修
- ・自殺対策を支える者への心のケアの推進
- 3 市民への啓発と
- ・リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用
- ・市民向け講演会・イベントなどの開催

周知

対象: 妊産婦・子育てをしている保護者

- 居場所づくり
- 相談体制の充実・相談窓口情報の発信
- ・妊娠・出産・子育てに対する支援の充実

4 生きることの 促進要因への 支援

- <u>対象: すべての市民</u> 居場所づくり
 - 相談体制の充実・相談窓口情報の発信
- 支援の充実

対象:自殺未遂者

- ・相談体制の充実・相談窓口情報の発信
- 対象:遺された人
- ・相談体制の充実・相談窓口情報の発信
- 5 児童・生徒の SOSを出せる力を 育てる教育
- ・児童・生徒のSOSに気づく体制づくり
- ・児童・生徒のSOSの出せる力を育てる教育
- ・SOSの出し方に関する教育を推進するための 連携の強化

重点施策



施策項目

太宰府市の自殺の特徴を踏まえた取り組みです

- 1「子ども・若者」の 自殺対策の推進
- ・若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒・学生 などへの支援
- ・経済的困難を抱える子どもなどへの支援
- ・社会全体で子ども・若者の自殺リスクを減らす支援
- 自殺対策の推進
- 2 「生活困窮者」の・多分野機関とのネットワークに基づく相談支援
 - ・生活困窮を抱えた人に対する個別支援
- 3「高齢者」の 自殺対策の推進
- ・包括的な支援のための連携の推進
- ・地域における要介護者に対する支援
- ・高齢者の健康不安に対する支援
- ・社会参加の強化と孤独・孤立の予防

2 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進するために欠かすことの出来ない取り組みとして「ネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童・生徒の SOS を出せる力を育てる教育」の5つです。

これらの施策それぞれを総合的に推進することで、本市における自殺対策の基盤を強化します。

基本施策1 ネットワークの強化

自殺対策を推進するための基盤となる取り組みが、ネットワークの強化です。 それぞれの事業を通じて展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強 化に努めます。

①庁内における連携・ネットワークの強化

取組事業	内容
太宰府市自殺対策連絡会議	自殺対策について各関係部署からの意見を踏まえ総合的 に検討することで、諸施策の調整を行い、多方面からの 自殺対策事業に努めます。また、必要に応じて適宜会議 を開催し、こまやかに事業を展開し、自殺対策を講じる ことを目指します。

②地域における連携・ネットワークの強化

取組事業	内容
	地域で構成する太宰府市健康推進協議会からの意見を踏
太宰府市健康づくり	まえ総合的に検討することで、地域全体で自殺対策事業
推進協議会	に努めます。自治協議会や民生委員・児童委員、校長会
	や医師会、歯科医師会等で構成しています。

③特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

取組事業	内容
	要保護児童の早期発見及びその適切な保護又は要支援児
要保護児童対策	童若しくは特定妊婦への適切な支援を実施することを目
地域協議会	的とします。児童福祉機関・保健医療機関・教育機関・
	警察司法機関で構成しています。

指標	現状値	目標値
	(平成 29 (2017) 年度)	(2023 年度)
太宰府市自殺対策 連絡会議の開催	※平成 31 (2019) 年度より 実施	毎年1回

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、そのための人材の育成は、対策を推進するための基盤となる取り組みです。 本市では自殺対策を推進するために職員や市民・さまざまな分野に関連する人を対象にした研修会等を開催することで誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指します。

①職員を対象とする研修

取組事業	内容
職員同和問題研修	人権意識を高めるための啓発を実施することで、ともに 生きる地域づくりを行える人材育成につなげます。
男女共同参画職員研修	行政職員として男女共同参画への理解と認識を深め、業 務内外で地域、家庭などあらゆる場面で男女共同参画の 知識を備えた人材育成を実施します。

②市民を対象とする研修

取組事業	内容
ゲートキーパー研修	こころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催します。一人で抱え込まず、 周囲の人が協力して、悩んでいる人への支援ができる地域づくりを目指します。

③自殺対策を支える者への心のケアの推進

取組事業	内容
職員の健康相談	職員に対して、臨床心理士がこころや職場の悩み等に関する相談に応じることで、市民の相談に応じる職員の心身面の健康保持・増進を図ります。

【目標】

指標	現状値	目標値
14 保	(平成 29 (2017) 年度)	(2023 年度)
職員同和問題研修 の参加率(職員対象)	96. 1%	98%
	出典	!: 職員同和問題研修会報告書
ゲートキーパー研修 の参加者数	63 人	80 人
	出典:地域自殺	対策強化交付金事業実績報告

ゲートキーパーとは



自殺の危険を示すサインに気づき、声かけや見守りなど、適切な対応が出来る人のこと。自殺対策では、悩んでいる人の孤立・孤独を防ぎ、支援をすることが重要です。ゲートキーパーが、それぞれの立場で、できることから進んで行動を起こす意識を持つことで、自殺対策につながります。

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景は理解されにくいという現実があります。また市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、誰かが問題を抱えた際に適切な支援へとつなげることが出来ません。

そこで、本市では、地域や関係機関等とのさまざまな接点を活かして相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう、講演会等を開催し、自殺対策における市民一人ひとりの意識の共有を図ります。

①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

取組事業	内容
こころの健康・自殺予防に関する相談窓口の周知	より多くの市民がこころの悩みや自殺予防に関する 相談先を知ることができるよう、相談先紹介の媒体 (案内カードやチラシ)を作成・配布し、広く周知に努めます。
自殺予防週間・自殺対策 強化月間における 啓発活動の推進	自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせ、自殺予防対策や自殺予防のための基本認識や相談窓口について、周知を強化します。また、広報紙等でも広く情報提供を実施し、啓発に努めます。
人権問題の啓発	人権尊重について考えるきっかけとして、全世帯に 啓発冊子や公募による作品集を配布して自分自身が 知らないことを、知ろう、学ぼうとする意識の共有 を図ります。

②市民向け講演会・イベントなどの開催

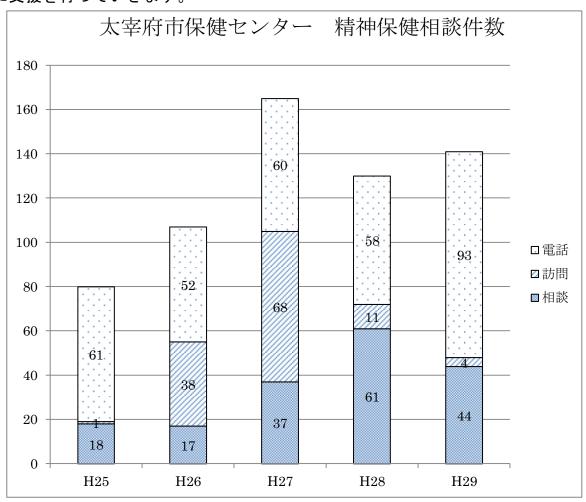
取組事業	内容
精神保健福祉講演会	市民に対しこころの健康づくりや福祉について講演 を行い正しい知識を普及することで、地域住民のこ ころの健康の保持増進を図ります。
人権講座ひまわり	さまざまな人権課題に関する講座を実施することで、共に生きる地域づくりを目指します。
同和問題啓発強調月間 市民講演会	福岡県では毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と 定め、各地でさまざまな行事や啓発イベントなどを 実施し、差別をなくす取り組みを通して、共に生き る地域づくりを目指します。
男女共同参画 市民フォーラム	性別によって決められた制度や慣習に気づき、男女 共同参画の視点から見直しを行っていくためには、 正しい男女共同参画の理解が必要です。そのために、 性別にとらわれない表現に留意しながら、市民の理 解を広めます。

指標	現状値 (平成 29 (2017) 年度)	目標値 (2023 年度)
	(十八人29(2017) 千度)	(2023 平度)
相談先紹介媒体の 市内設置施設数	※平成 31 (2019) 年度 より実施	21 施設
精神保健福祉講演会の 参加人数	65 人	100 人
		出典:太宰府市事務事業評価
同和問題啓発強調月間 市民講演会の参加者数	330 人	450 人
		出典:太宰府市施策評価

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」よりも、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回った時です。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取り組みのみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取り組みを合わせて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて本市では、「生きることの促進要因」の強化につなげる取り組みを進めます。

主な取り組みとして、「居場所づくり」や「相談体制の充実・相談窓口情報の発信」「支援の充実」があり、対象者の特性に応じた様々な事業を展開していきます。

また、常時保健師が「こころの健康」に関する相談に応じていますが、今後も 対象者に応じた事業につないだり、情報を提供していきます。また必要時継続的 に支援を行っていきます。



出典:地域保健·健康增進事業報告

取組事業	内容
保健センター相談業務	常時、保健師が電話や訪問、面接にてこころの健康に 関する相談に応じます。地域や関係機関と連携し、情 報提供を行い、適切な支援へつなぐほか、必要時には 継続的に支援を実施します。

対象:妊産婦・子育てをしている保護者

①居場所づくり

取組事業	内容
子育て広場	体操、歌、手遊び、絵本の読み聞かせなどをして、親子で楽しく遊び交流します。相談できる場所として活用していただくのはもちろんのこと、保護者同士が集まって情報交換し、居場所づくりや仲間づくりができるような場を提供します。
子育てサロン	一定時間保育士が常駐し、子どもたちを遊ばせなが ら、保育士へ気軽に相談することができます。必要な 場合は、関係部署と連携しながら、継続して支援を実 施します。
ごじょっこひろば	「ごじょう保育所」の園庭を開放しており、自由に遊 具や玩具などで遊べます。保護者同士の交流も活発 で、居場所づくりや仲間づくりの場にもなっていま す。
ごじょっこフレンズ	親子で保育所の同年齢の子どもたちと一緒に遊んだり、参加されている親同士また保育士との交流を通して子育てに悩む保護者への支援につなげます。

	子どもについて、育てにくさを感じていたり、気にな
	ることがある保護者について、「ごじょう保育所」に
ごじょっこサロン	て同年代の子どもたちとの遊びや保育、保育士との話
	等を通して、日々子育てに奮闘している保護者のサポ
	ートを実施します。
	各地域で定期的に開催されている、子どもを遊ばせな
	がら、保護者同士がおしゃべりを楽しみ、交流する場
地域子育てサロン	です。保育士が出かけ、体操や手遊びなどの遊びを提
	供します。居場所づくり・仲間づくりの場になってい
	ます。
	子どもを持つ保護者が、気軽に集まって子育てについ
家庭教育学級	て情報交換し、仲間づくりや悩みを相談できるような
	ネットワーク形成の場の提供を実施します。保護者同
	士が交流・情報交換することで、孤立化を防ぎ、子育
	てへの不安軽減や解消を図ります。

②相談体制の充実・相談窓口情報の発信

取組事業	内容
妊婦相談 (母子健康手帳の交付)	母子健康手帳の交付とともに、妊娠中の健康や妊婦 健康診査補助券等の説明、栄養士の講話、個別相談 等を実施します。また、妊娠中から出産後、子育て と切れ目のない支援を提供できるよう情報提供を行 い、必要時は早期より支援につなげます。
乳幼児健康相談	育児に関する疑問や不安について、保健師・助産師・ 管理栄養士が相談に応じ、子育てに悩む保護者のサ ポートを実施します。
子ども発達相談	未就学の子どもの発達の不安や悩みについて相談を 実施します。子どもへの理解を深め、関わり方を一 緒に考えながら、子ども、保護者の状況に応じた適 切な支援を実施します。必要に応じ専門機関を紹介 します。
子育て女性の就職相談	「福岡県子育て女性就職支援センター」では、就職への不安や求人の紹介など子育て女性の就職に関する様々な相談を受け、子育てと就業の両立を支援します。
家庭児童相談事業	小学生から高校生まで幅広い年齢の児童・生徒とその保護者を対象とし、家庭児童相談室において相談・指導業務を実施します。不登校やいじめ、孤立など多岐にわたる問題を抱えた家庭に対して、必要に応じて他の機関と連携しながら、子育てで悩む家族のサポートを実施します。

③妊娠・出産・子育てに対する支援の充実

取組事業	内容
妊婦訪問	母子健康手帳交付時に把握した支援が必要な妊婦 (家庭)に対し、電話や訪問等を実施し、妊娠中よ り切れ目のない支援を提供します。
こんにちは赤ちゃん訪問	すべての赤ちゃんのお宅に訪問し、子どもの発達や 育児状況、生活状況を確認することで、支援が必要 な家庭を把握し、適切な支援につなぎます。また、 訪問時産後うつ等について評価を行い支援につなぐ ことで、精神面についてのサポートを提供します。
ファミリーサポート センター事業	子育ての手伝いをしてほしい人と子育ての手助けを したい人との相互援助組織として、生後3か月~小 学6年生までの子どもがいる家庭を対象に育児支援 を実施します。
助産施設入所措置	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、市の指定する病院にて入院助産を 受けることができるよう援助します。
一時預かり保育	短時間子どもを保育所に入所させることで保護者の 心身のリフレッシュにつなぎます。

対象:すべての市民

④居場所づくり

取組事業	内容
太宰府市 NPO・ボランティ ア支援センター 「うめさろん」事業	「NPO・ボランティア支援センター」では、NPO・ボランティア活動に関する相談や活動の情報発信などを通して、生きがいづくり・人とのつながりを促します。

⑤相談体制の充実・相談窓口情報の発信

取組事業	内容
人権相談	人権擁護委員による人権相談を通じ、内容により関係 機関を紹介します。
消費者ホットライン	契約トラブルなどの身近な消費生活上の問題に対して近くの消費生活相談窓口を紹介します。
太宰府市 消費生活センター	消費生活上の問題に対して専門の相談員が適切な助 言や情報提供、必要に応じたあっせんを行い問題解決 に向けた支援を実施します。
こころの相談	うつ等こころの病気やこころの健康について、本人や 家族からの相談に応じます。精神科医師による専門性 の高いアドバイスや相談者の視点に立った相談を受 けて、不安の軽減を図ります。
すこやか相談	健康面についての不安や困りごとなどに対して、保健師や管理栄養士が相談に応じ、不安の軽減を図ります。

	うつ病等に関する悩み、アルコール・薬物・ギャンブ
	ルなどの依存症に関する悩みに対して、必要時「福岡
精神保健福祉相談	県筑紫保健福祉環境事務所」や「福岡県精神保健福祉
	センター」が実施しているこころの悩みの相談につな
	げます。
	誰もが安心して生活が送れるように、民生委員・児童
民生委員・児童委員	委員が身近な相談相手となります。必要時、福祉関係
への相談	情報の提供等を行うとともに、関係機関につなげま
	す。
	「太宰府市社会福祉協議会」主催で、心配ごとや悩み
	「久羊州川江云惲江励硪云」土催じ、心能ことや悩み
一般相談	ごと等の相談に応じ、内容により関係機関を紹介しま
	す。

こころの相談

ひとりで悩むより、まず相談を。

「不安感が続いて気分が沈んでしまう…」「不眠が続いていて体もきつい…」など、

こころの健康に関する相談をお受けします。お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

(ご本人以外の方の相談もお受けします。)

場所:太宰府市保健センター(いきいき情報センター1階)

予約方法:ご希望の方は、保健センターへ直接または電話にてご予約ください。



⑥支援の充実

障がい者虐待対応業務	虐待への対応を行い、本人や家族への支援を実施します。
日常生活自立支援事業(ほのぼのサービス)	高齢者や障がい者が安心して日常生活が送れるよう、 福祉サービスや生活に関わる相談に応じ、定期訪問に よる見守りを希望される人、日常的な金銭管理に困っ ている人に対しては、「社会福祉協議会」が支援を行 います。
自立支援医療	対象となる疾病があり、医療を受ける人に自立支援医療(更生・精神通院・育成)制度を案内します。
障がい福祉サービス	障がいのある人に対し、必要な障がい福祉サービスを 決定し、介護・訓練等給付費を支給します。
障がい者手帳	手帳制度と手帳により受けられる制度の案内を行います。

<u>対象:自殺未遂者</u>

⑦相談体制の充実・相談窓口情報の発信

取組事業	内容
再掲 精神保健福祉相談	本人、その家族等からの保健相談を受けた際、アルコール、薬物、思春期の問題など専門的な相談が必要な場合は、「福岡県筑紫保健福祉環境事務所」あるいは「福岡県精神保健福祉センター」が実施する当相談などへつなげます。

対象:遺された人

⑧相談体制の充実・相談窓口情報の発信

取組事業	内容
	自死遺族に対し「福岡県精神保健福祉センター」が
	実施する「自死遺族の相談」「自死遺族のための法律
	相談」を周知します。
	〔自死遺族の相談〕身近な人を自死で亡くされて気
自死遺族の相談	持ちの整理のつかないときなど、訴えに対し傾聴し、
自死遺族のための法律相談	問題を整理することで解決策を検討します。
	〔自死遺族のための法律相談〕家族などを自死
	で亡くされた人で、相続・借金・補償問題など、様々
	な自死に伴い生じる法律問題について弁護士が相談
	に応じ対応策を検討します。

指標	現状値 (平成 29 (2017) 年度)	目標値 (2023 年度)
子育て広場・子育てサロン	16, 208 人	18,000 人
参加者数	出典:子育て支援	ゼンター支援事業年間集計表
妊婦相談実施率	100%	100%
		出典:太宰府市事務事業評価
ファミリー・サポート・センター	477 件	500 件
援助活動利用件数(件)		出典:太宰府市事務事業評価

児童・生徒の SOS を出せる力を育てる教育を展開していくためには、「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として実施していくことが必要です。

本市では、児童・生徒の SOS に気づく体制づくりに取り組んでいるとともに、 児童・生徒自身の自尊感情を涵養し SOS を出せる力を育てることへも取り組んで います。今後も、周囲との連携を通して児童・生徒への教育に取り組み、包括的 に支援を行います。

① 児童・生徒の SOS に気づく体制づくり

取組事業	内容
	市内小・中学校において、定期的(年3回)に、いじめ
いじめに特化した	に関するアンケートを実施することで、いじめについて
アンケート	抱えている悩み等に関して助けの声をあげることができ
	る機会とし、その声に気づく機会とします。
	市内小・中学校において、定期的に担任と児童・生徒が
** 	個別に面談し、悩みや困っていることについて丁寧に話
教育相談	をします。児童・生徒の SOS に気づくための取り組みで
	あり、早期発見につなげます。
	小学生から高校生まで幅広い年齢の児童・生徒とその保
五 担	護者を対象とし、家庭児童相談室において相談・指導を
再掲	実施します。不登校やいじめ、孤立など多岐にわたる問
家庭児童相談事業	題を抱えた家庭に対して、必要に応じて他の機関と連携
	しながら、子育てで悩む家族のサポートを実施します。

②児童・生徒の SOS の出せる力を育てる教育

取組事業	内容
教育の実施	市内小・中学校における特別活動や道徳の授業で、悩みをかかえた時に心の健康を保つ方法を身につけさせたり、友達や信頼できる大人、先生に相談できるスキルを育てます。

③SOS の出し方に関する教育を推進するための連携の強化

取組事業	内容
小・中学校との連携	市内小・中学校に対して、児童・生徒の SOS の出し方に 関する情報を適宜提供します。

指標	現状値 (平成 29 (2017) 年度)	目標値 (2023 年度)
教育実施回数	1 回/年/1 学校	3 回/年/1 学校
		出典:担当課資料

3 重点施策

平成 24~28 年の期間の本市の自殺率を年代別に見ると、20 歳未満、30 代、60 代、80 歳以上は全国と比較して高い値を示しています。また自殺総合対策推進センターの作成した「地域自殺実態プロファイル」においても、本市において今後重点的に取り組むべき課題として「生活困窮者」・「高齢者」に関わる自殺への取り組みが指摘されています。

これらを踏まえて、本市における自殺の特徴より、「子ども・若者」「生活困窮者」「高齢者」を重点施策の対象とした各種施策を進めます。

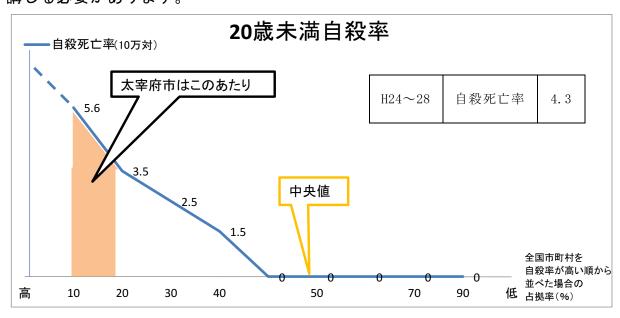
重点施策1 「子ども・若者」の自殺対策の推進

<子ども・若者における自殺の現状と課題>

子ども・若者対策の対象者は、児童・生徒、学生、10歳代から30歳代の有職者と 無職者等です。

本市の平成24年~28年の20歳未満の自殺死亡率は4.3であり、筑紫地区、福岡県、 全国に比べると高い傾向にあります。

さらに平成24年~28年の20歳未満の自殺率を全国市町村で高い順に並べた際、本市の自殺死亡率4.3は、全国の上位10~20%内に入ります。全国市町村の中央値が「0」であることと比べると、本市の20歳未満の自殺死亡率は高いと言えるため、特に20歳未満の対象者を念頭においた「子ども・若者」について、重点的に対策を講じる必要があります。



そのため本市では、子ども・若者に対する自殺対策を重点施策の1つとして、地域の関係者等と連携しつつ、児童・生徒や保護者等が抱え込みがちな、自殺リスクの早期発見に努めるとともに、児童・生徒が様々な困難や問題に直面した際に相談することが出来る環境づくりの推進を図ります。

<子ども・若者における自殺の予防に向けた施策の方向性と施策> 上記の課題を踏まえ、本市では次の3つの取組を、子ども・若者の重点施策として展開します。

- ① 若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒・学生などへの支援
- ② 経済的困難を抱える子どもなどへの支援
- ③ 社会全体で子ども・若者の自殺リスクを減らす支援

① 若者の抱えやすい課題に着目した児童・生徒・学生などへの支援

取組事業	内容
	学習障がいや高機能自閉症等の発達障がい、いじめ・不
	登校等の問題行動等がある児童・生徒への対応について、
スクールカウンセラー	教育相談機能の充実を図るため、スクールカウンセラー
活用事業	を市内小・中学校へ派遣し、児童・生徒、保護者、教職
	員の相談等に応じ、学校生活への適応を促すための支援
	を実施します。
	スクールソーシャルワーカーの持つ社会福祉等の専門的
スクールソーシャル	な知識・技術を用いて、小・中学校だけでは対応が困難
ワーカー活用事業	ないじめ・不登校・児童虐待の諸問題の解決に向けた支
	援体制の充実を図ります。
	識見を有する者、臨床心理士、関係行政機関職員、PT
	A関係者、学校関係者等にて構成され、小・中学校のい
太宰府市いじめ問題等	じめ問題等の実態と取り組み等について共有し、いじめ
対策連絡協議会	問題等に関する機関・団体の連携推進及び連絡調整を行
	うとともに、いじめ問題等に対する対策や学校への支援
	等について解決を図ります。

教育相談(子ども ホットライン 24)	県主催の事業で、学校生活、学習、親子関係、友達関係、 いじめなどの電話相談を通して、きめ細やかな対応を図 ります。また当事業について情報提供を行います。
適応指導教室 (つばさ学級)	登校したくてもできない児童・生徒に対し、様々な活動 や体験を通して、自立や学校復帰を目指す支援・指導を 実施します。
再掲 家庭児童相談事業	小学生から高校生まで幅広い年齢の児童・生徒とその保護者を対象とし、家庭児童相談室において相談・指導業務を実施します。不登校やいじめ、孤立など多岐にわたる問題を抱えた家庭に対して、必要に応じて他の機関と連携しながら、子育てで悩む家族のサポートを実施します。
思春期精神保健相談	不登校やひきこもり等の思春期のこころの問題で悩んでいる本人や家族等の保健相談を受けた際、必要に応じて、「福岡県筑紫保健福祉環境事務所」あるいは「福岡県精神保健福祉センター」が実施する相談につなげます。

② 経済的困難を抱える子どもなどへの支援

取組事業	内容
太宰府市若年者専修学校等技能習得資金	経済的な理由により専修学校等において修業することが 困難な人に対し、修学資金を無利子で貸与します。
就学援助事業	太宰府市立の小・中学校に在籍の児童・生徒、もしくは 私立・県立の小・中学校(中高一貫教育学校の中等部を 含む)に在籍する太宰府市在住の小中学生のうち、経済 的な理由で給食費や学用品費など、学校での学習に必要 な費用の支払いにお困りの保護者の方に、一定の費用を 援助します。

特別支援就学
奨励費事業

障がいのある児童・生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、補助します。※対象となる経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費など。

③ 社会全体で子ども・若者の自殺リスクを減らす支援

取組事業	内容
青少年対策事業	市内の社会教育関係団体(子ども会育成会連合会・補導連絡協議会など)と連携・協働し、青少年の居場所づくりや悩みを相談できる環境づくりを行い、孤立化を防ぎます。

指標	現状値	目標値
14 保	(平成 29 (2017) 年度)	(2023 年度)
いじめ解消率	98%	100%
		出典:太宰府市施策評価
不登校児童・生徒の 復帰率(小学生)	6.7%	35%
		出典:太宰府市施策評価
不登校児童・生徒の 復帰率 (中学生)	32. 6%	35%
		出典:太宰府市施策評価

<生活困窮者における自殺の現状と課題>

生活困窮の背景は多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。 生活困窮に陥る背景には、虐待、性暴力被害、障がい、多重債務、介護、労働など多様な問題を抱えています。主な自殺の特徴によると、「失業(退職)」「死別・離別」「生活苦」「身体疾患」「介護の悩み」「過労」などが背景にある問題として多く挙げられています。その背景にある問題に焦点を当て、早い段階で支援を行うことが重要と考えます。

本市の現状として、生活困窮のうち経済的困窮の面について焦点を当ててみると、本市における平成 24~28 年に自殺で亡くなった 68 人のうち、約 7 割は無職者で、有職者より無職者の割合が高くなっています。このことより経済的困窮が背景にあった可能性も考えられます。一方、有職者をみると、平成 24~28 年の自殺で亡くなった有職者 23 人のうち、約 9 割は被雇用者・勤め人で、これらは全国と比較して高い値となっています。職場での人間関係や仕事の悩みが背景にあった可能性も考えられますし、職場におけるメンタルヘルス対策が十分に講じられているかも重要な点です。

本市では、複数で広範な課題を抱えており精神的・経済的に不安が大きいと考えられる生活困窮者に対する自殺対策を重点施策の1つとして、関係部署と連携しながら包括的な支援を図ります。

く生活困窮者における自殺の予防に向けた施策の方向性と施策>

上記の課題を踏まえ、本市では次の 2 つの取り組みを、生活困窮者の重点施策と して展開します。

- ① 多分野機関とのネットワークに基づく相談支援
- ② 生活困窮を抱えた人に対する個別支援

① 多分野機関とのネットワークに基づく相談支援

取組事業	内容
犯罪被害相談窓口	犯罪による被害に巻き込まれた人には、事件後もこころ やからだの不調に悩まされる人が多く、それを誰にも相 談できずにいる場合も少なくありません。「福岡犯罪被害 者総合サポートセンター」では、孤立しがちな犯罪被害 者のこころと生活のケアを目標に、被害に遭われた人の 立場に立ったサポートを多分野の専門スタッフの協力に より行います。
性暴力被害相談窓口	性暴力被害者は、からだにもこころにも強い衝撃を受けます。誰にも相談できずに、一人で抱え込んでしまうことが多く、孤立してしまう可能性があります。できるだけ早く適切なケアを受けることが大切だと言われています。「性暴力被害者支援センターふくおか」では、性暴力被害に遭われた人への相談や必要な支援をいつでも速やかに受けられるようサポートを行います。
犯罪被害相談 「心のリリーフ・ ライン」	犯罪被害に遭われた人へのこころのケアを支援し、相談 者の負担軽減を図ります。
多重債務無料法律相談	「福岡県弁護士会」が多重債務者に対して、債務整理や 自己破産など、借金の悩みに対する解決策を助言し支援 を実施します。
グリーンコープ生活 再生出張相談会	「グリーンコープ生活協同組合ふくおか」が、多重債務 者に対して、債務解消やその後の生活再生に向けた家計 の見直しのための出張相談会を実施します。
ルミナスDV相談	配偶者からの暴力などに悩んでいる人を対象に、女性相談員による相談を実施し、内容により関係機関につなげます。

ちくし女性 ホットライン	配偶者からの暴力などに悩んでいる人を対象に、筑紫地 区共同で女性相談員による電話相談を実施し、内容によ り関係機関につなげます。
弁護士による 無料法律相談	「日本司法支援センター(法テラス)」では、福岡法務局 筑紫支局において、弁護士による法律相談を開設してい ます。経済的弱者のための法律相談(対象には資産基準 あり)に応じ、不安の軽減を図ります。
身体障がい者相談員、 知的障がい者相談員 による相談	市が委託している、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が相談に応じ、内容により関係機関につなげます。

② 生活困窮を抱えた人に対する個別支援

取組事業	内容
生活保護事務	生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、 その自立を助長します。受給世帯の課題を的確に把握し、 必要に応じて適切な支援先につなげます。
生活困窮者 自立支援制度	「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「住居確保給付金」「就労準備支援事業」の4つの支援を行います。

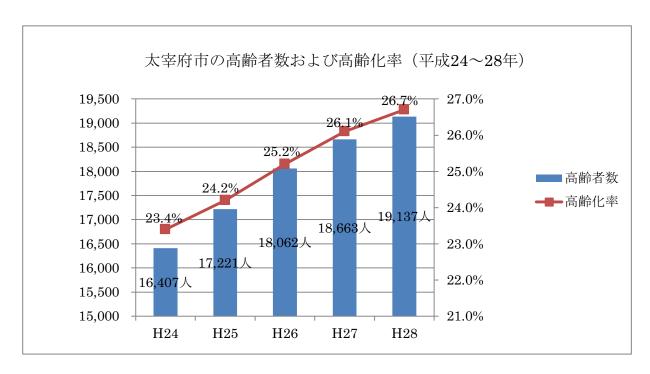
指標	現状値 (平成 29 (2017) 年度)	目標値 (2023 年度)
自立相談支援事業による就労者数	10 人	30 人
		出典:自立相談支援月次報告

<高齢者における自殺の現状と課題>

高齢者(65歳以上)の傾向として、仕事の退職や家族の独立、配偶者や友人との死別等の環境的な要因、経済的な困窮、疾病や身体機能の低下等による活動量の低下により行動範囲が狭くなり喪失感・孤立・孤独感を感じ、うつ傾向状態、閉じこもりになりやすくなります。また、核家族化により、高齢者のみの世帯による、老老介護、認認介護等による介護の負担も増えております。

また、本市の平成 24~28 年の自殺死亡率を年代別にみると、60 歳代、80 歳以上は全国と比較して高い値を示しており、その要因として、上記の原因が考えられます。

高齢者における自殺対策として、上記のような高齢者特有の課題を踏まえ、個々の問題を早期に発見(気づき)、様々な関係機関と連携を行いながら、支援を行います。



出典:区自治会別人口統計表(太宰府市)(各年度末)

<高齢者における自殺の予防に向けた施策の方向性と施策>

上記の課題を踏まえ、本市では次の 4 つの取り組みを、高齢者の重点施策として展開します。

- ①包括的な支援のための連携の推進
- ②地域における要介護者に対する支援
- ③高齢者の健康不安に対する支援
- ④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

① 包括的な支援のための連携の推進

取組事業	内容	
包括的支援事業 (総合相談支援業務) (権利擁護業務) (包括的・継続的ケア マネジメント業務)	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は関係者とのネットワークの構築に努め、支援を実施します。	
生活支援体制整備事業	医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民、N PO法人や民間企業、ボランティア等の高齢者の見守り や集いの場、生活支援サービスを担う事業主体と連携し ながら、多様な日常生活上の支援体制の構築を図ります。 生活支援コーディネーターを中心に、資源開発やネッ トワーク構築、ニーズと取組のマッチングなど踏まえ、 地域での生活支援等サービスの提供体制の整備を推進し ます。	
在宅医療・介護 連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、相談・支援、情報共有・研修・啓発を通して、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。	

認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員を中心に、認知症やその家族を支
	援する相談業務等を行い、医療機関や介護サービス及び
	地域の支援機関の連携に向けて、ネットワークの構築を
	図ります。また、医療・介護サービスを中断や受けてい
	ない人、対応に苦慮している認知症の人及びその家族に
	対し、認知症初期集中支援チームによる、早期診断・早
	期対応にむけた支援を実施します。

②地域における要介護者に対する支援

取組事業	内容	
認知症サポーター	地域や職域において認知症の人と家族に対する理解を深め、見守り等により在宅生活を支える認知症サポーター	
養成事業	を養成することで、家族の介護負担の緩和を図ります。	

③高齢者の健康不安に対する支援

取組事業	内容	
地域包括支援センターによる総合相談事業	在宅介護及び、認知症に関する相談窓口機関として、介護・看護の負担(介護疲れ)に悩んでいる人の早期発見と、 負担の軽減に向けての支援を実施します。	
高齢者あんしんダイヤ ル(夜間・休日相談事業)	太宰府市地域包括支援センターの閉庁時間帯に高齢者や その家族等からの介護、健康、医療等に関する電話相談 に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して、自立し た日常生活を営めるよう支援します。	
認知症地域支援推進員 による認知症相談	認知症に関する相談窓口機関として、介護・看護の負担 (介護疲れ)に悩んでいる人の早期発見と、負担の軽減 に向けての支援を実施します。	

④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

取組事業	内容	
地域での介護予防教室	当教室では介護予防に関する体操や情報提供を行い地域 の方の集いを通して、高齢者世帯、高齢者単独世帯、身 体機能低下による孤独・孤立化の予防に努めます。また、 居場所づくり、社会参加を促進します。	

指標	現状値	目標値 (2023 年度)
生きがいを感じている 高齢者の割合(%)	72.4% (平成 29 (2017) 年度)	80%
	出典:まちづくり市民意識調査	
何かあった時に相談する 相手の割合(%)	54.9% (平成 28 (2016) 年度)	70%
	出典:第7期高齢者支援計画ニーズ調査	
あなたの 現在の幸せ度(%) (10点満点中8~10点の割合)	49.8% (平成 28 (2016) 年度)	50%
	出典:第7期高齢者支援計画ニーズ調査	